

議第 9 7 号

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例（昭和 4 5 年呉市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の種類)</p> <p>第 2 条 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(乗船業務手当)</p> <p>第 9 条 略</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第 2 条 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p><u>(8) 災害応急作業等派遣手当</u></p> <p>(乗船業務手当)</p> <p>第 9 条 略</p> <p><u>(災害応急作業等派遣手当)</u></p> <p><u>第 1 0 条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、規則で定める大規模な災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該該当する各号に定める額のうち最も高い額）とする。</u></p> <p><u>(1) 前項に規定する作業又は業務（以下「作業等」という。）が日の出時から日没時までの間において行われた場合</u> <u>1 日につき 1, 0 8 0 円</u></p> <p><u>(2) 作業等が、前号に規定する時間帯以外の時間帯において行われた場合</u> <u>1 日につき 1, 6 2 0 円</u></p> <p><u>(3) 作業等が著しく危険であると消防長が認める場合</u> <u>1 日につき 2, 1 6 0</u></p>

<p>(手当の計算期間)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(併給の禁止)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>四</p> <p>(手当の計算期間)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(併給の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>災害応急作業等派遣手当の支給を受ける職員に対しては、消防救急手当（救急救命士が、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条各号に掲げる救急救命処置を行ったときを除く。）及び特別消防作業手当は支給しない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>
---	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

大規模な災害に係る災害応急作業等に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するため、この条例案を提出する。